

コーポレートガバナンスに関する基本方針

第1章 総則

(目的)

第1条

本方針は、当行が持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させ、お客様・株主様にとって、「なくてはならない銀行」であり続けるための最良なコーポレートガバナンスを実現することを目的とする。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条

当行は、以下の基本的な考え方に基づき、コーポレートガバナンスに関する施策の実施と体制の整備に努める。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) ステークホルダーである「地域社会」、「顧客および株主」、「従業員」の利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 独立社外取締役および監査等委員会の活用により、取締役会の監督機能の実効性向上を図る。
- (5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第3条

当行は、株主が株主総会議案の十分な検討時間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知の早期発送に努める。また、招集通知に記載する情報は、招集通知を発送するまでの間に当行ホームページ等で開示する。

- 2 当行は、インターネットによる議決権行使の仕組みを利用するなど、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することができる環境（株主総会開催日程の適切な設定を含む。）の整備に努める。

(株主の平等性の確保)

第4条

当行は、株主の平等性確保に努め、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

(株式の政策保有に関する方針)

第5条

政策保有株式については、地域金融機関として、取引先や事業連携等に係る他金融機関等との関係維持・強化のために必要と判断される場合に保有する。また、政策保有株式の保有については、保有目的の適切性、保有に伴うメリット、リスク、資本コストとのバランス等を検証し保有の可否を判断し、保有する必要がないと判断した株式は売却を進め、縮減に努める。

(政策保有株式に係る議決権行使に関する方針)

第6条

政策保有株式の議決権行使については、投資先の中長期的な企業価値の向上を通じた株主利益の拡大、および、その前提となるコーポレートガバナンス等の状況も踏まえ総合的に賛否を判断する。

(関連当事者間の取引)

第7条

当行は、以下の取引を行う場合には、当行や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会の承認事項とする。

- ・取締役と銀行間の取引
- ・取締役の競業取引
- ・取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において、当行と取締役の利益が相反する取引

- 2 当行と子会社・関連会社との取引にあたっては、アームズレングスルール遵守の観点から原則として通常一般の取引条件によるものとし、当行および子会社・関連会社のいずれにも不利益を生じさせてはならない旨「関連会社管理規程」にて定める。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

(行動準則)

第8条

当行は、「経営理念」と、ステークホルダーである「地域社会」、「顧客および株主」、「従業員」の3者に向けた「経営の基本方針」を全ての活動の基礎とし、当行の持続的成長や中長期的な企業価値向上を図る目的で、中期経営計画等を策定し実践する。また、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、当行の役職員が従うべき行動準則として「法令遵守の基本方針」を定める。

(多様性の確保)

第9条

当行は、行内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、当行の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、ジェンダーや国際性の面を問わず、行内における多様性の確保を推進する。

(内部通報)

第10条

当行は、当行役職員による違法または不適切な行為、情報開示に関する真摯な疑念について、内部通報窓口等に通報しようとする従業員等が不利益を被る危険を懸念することなく、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、「さぎん倫理ホットライン取扱規定」を定め、内部通報に係る適切な体制整備を行う。

(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

第11条

当行は、佐賀銀行企業年金基金を通じて、加入者および受給者等に対する年金給付、その他の一時金給付の支払いを将来にわたり確実にを行うため、中長期的観点から政策的資産構成割合を策定し、年金資産の運用を行う。

資産運用に関する意思決定は、資産運用委員会の審議を踏まえ、代議員会において決定する。資産運用委員会には、人事、財務、市場運用等の業務に精通した人材および受益者代表として従業員組合の代表者を配置する。

また、企業年金基金の事務局には企業年金の運用に必要な経験や資質をもった人材を配置する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示の充実)

第12条

当行は、正確でわかりやすく有用性の高い情報の開示・提供が、株主との建設的な対話を行う上での基盤となることを踏まえ、当行の財政状態や経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会)

第13条

取締役会は当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

- 2 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、以下の事項をはじめとする役割・責務を適切に果たす。

(1) 当行の企業戦略等の方向性を示すこと

(2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと

(3) 独立した客観的な立場から経営陣幹部・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

- 3 取締役会は、銀行の常務に関する事項の決定について、「取締役会規程」および「職務および権限規程」においてその範囲を明確に定め、頭取はじめ役付取締役により構成される「常務会」または頭取に委任する。

- 4 取締役会の効果的・効率的な機能発揮のため、当行は取締役（監査等委員である取締役を除く。）を14名以内、監査等委員である取締役を5名以内とする旨を定款にて定める。
- 5 取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を備えたものとするため、ジェンダーや国際性の面を問わず、当行の業務内容に精通した社内取締役と、異なる専門的知識や経験等を有する独立社外取締役により構成する。

（取締役）

第14条

取締役は、株主に対する受託者責任を踏まえ、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当行や株主共同の利益を達成するために、適切に業務を執行する。

（独立社外取締役）

第15条

独立社外取締役は、取締役会の監督機能強化や取締役会における意思決定の公正性・客観性向上のため、独立した立場での経験識見等に基づく中立的な意見の表明や議決権行使を行う中で、取締役の職務の執行を適切に監督する。

- 2 独立社外取締役は、互選により「筆頭独立社外取締役」を置く。筆頭独立社外取締役は取締役会構成員等との連絡・調整、および監査等委員会との連携確保に努める。

（監査等委員会）

第16条

監査等委員会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場から、取締役の職務執行を監査・監督する。

- 2 監査等委員会は、当行の内部監査部署、会計監査人と密接な連携を保ち、厳格且つ効率的な監査・監督を実施するよう努める。

（会計監査人）

第17条

当行は、会計監査人が、会計監査等を通じて財務報告の信頼性確保に関して重要な役割を担っていることを踏まえ、監査等委員会において会計監査人の選解任・不再任に関する議案の内容を決定する。

- 2 当行は会計監査人に対して、高品質な監査を可能とするために、経営陣幹部・取締役はじめ監査に関し必要な部署等との面談機会の提供や十分な監査時間の確保に努める。

（独立社外役員会議）

第18条

当行は、独立社外取締役が、当行の業務執行の監督・監査を行うにあたり、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図ること、および取締役会の諮問機関として、取締役候補の指名、頭取を含む役付取締役である経営陣幹部の選解任や報酬、頭取等の後継者育成等、重要事項に関する論議を行うことを目的とし、「独立社外役員会議規程」を定め、独立社外役員である社外取締役に

て構成される独立社外役員会議を、原則年2回開催する。

- 2 独立社外役員会議では、経営の方針や経営改善、その他取締役会の重要な意思決定等、当行の業務執行に係る事項、当行と経営陣との間の利益相反に係る事項、その他コーポレートガバナンスに係る事項、および取締役会の諮問機関として諮問を受け、社内取締役候補、社外取締役候補の指名、頭取を含む役付取締役である経営陣幹部の選解任や報酬、頭取等の後継者候補の育成に関する事項等について、社外取締役が、経営陣から独立した立場での監査・監督上の意見交換、情報交換、論議等を行う。
- 3 独立社外役員会議は、取締役会の諮問機関として、論議した事項については、取締役会へ、適宜、報告或いは助言を行う。

(取締役候補の指名等に関する方針・手続)

第19条

社内取締役候補者の指名については、頭取はじめ各取締役が候補者を推薦し、当該候補者が有する経験・知見および業績評価等を踏まえ、取締役会において決定する。

- 2 社外取締役候補者の指名については、頭取はじめ各取締役が候補者を推薦し、当該候補者が有する社外の立場からの専門的知識や経験等に加え、その独立性も踏まえ、取締役会において決定する。
- 3 社内監査等委員候補者の指名については、頭取はじめ各取締役が候補者を推薦し、監査等委員会の同意を得た上で、当該候補者が有する経験・知見および業績評価等を踏まえ、取締役会において決定する。
- 4 社外監査等委員候補者の指名については、頭取はじめ各取締役が候補者を推薦し、監査等委員会の同意を得た上で、当該候補者が有する経験・知見等に加え、その独立性も踏まえ、取締役会において決定する。
- 5 取締役会は、取締役候補の指名に際して、独立社外役員会議に諮問し、助言等を得る。

(頭取を含む経営陣幹部の選解任に関する方針・手続)

第20条

頭取を含む役付取締役である経営陣幹部の選任については、頭取はじめ各取締役が候補者を推薦し、当該候補者が有する経験・知見および業績評価等を踏まえ、取締役会において決定する。

- 2 頭取を含む役付取締役である経営陣幹部の解任については、不正や重大な法令違反等により、頭取を含む経営陣幹部がその機能を発揮していないと認められる場合においては、取締役会において決定する。
- 3 取締役会は、頭取を含む役付取締役である経営陣幹部の選解任に際して、独立社外役員会議に諮問し、助言等を得る。

(取締役会の実効性確保)

第21条

当行は、取締役会全体の実効性確保のため、取締役会において原則年1回、取締役の職務執行状況はじめ取締役会の実効性に係る分析・評価を実施する。

(社外取締役に係る独立性判断基準)

第22条

社外取締役候補者については、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、当行が定める「独立性判断基準」に則り選定する。

(経営陣の報酬等を決定するに当たっての方針・手続)

第23条

当行の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、役位に応じて月毎に定額で支給する「固定報酬」、当行の業績等を勘案して支給する賞与、当行の企業価値を反映した株価と報酬の連動性を高めるための「業績連動型株式報酬制度」（役位および業績目標の達成度等に応じ毎年一定の時期に支給）にて構成する。各報酬割合については概ね固定報酬が8割、業績連動型株式報酬制度が2割とする。

社外取締役および監査等委員である取締役の報酬については、独立性の確保から、月毎に定額で支給する「固定報酬」のみとする。

- 2 固定報酬については、株主総会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）、および監査等委員である取締役のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定し、その限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

業績連動型株式報酬制度に関する報酬については、2026年8月開催の取締役会にて制定予定の「株式交付規程」に基づき、株主総会で定められた範囲内で取締役会の決議により決定する。

- 3 取締役の個人別の報酬等については、原則年1回、取締役会の諮問機関である「独立社外役員会議」への諮問を経て決定する。

(取締役のトレーニング)

第24条

取締役会は、取締役が当行の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深め、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることの重要性を認識しており、外部研修への派遣等の機会の提供や斡旋、費用の支援等を行う。

第6章 株主との対話

(株主との建設的な対話の促進)

第25条

当行は、株主からの対話の申込みに対しては、建設的な対話が実現出来るよう、総合企画部担当役員がIR責任者として全般を統括し、頭取はじめ取締役が合理的な範囲で面談に臨む。

- 2 IR活動体制としては総合企画部を担当部署とし、その主導のもと営業・リスク管理等各部門と連携し株主との対話を行う体制を整備する。
- 3 株主との対話を充実させるために以下の定期的な取組みを行う。
 - (1) アナリスト・機関投資家向け会社説明会の実施
 - (2) 地元株主・取引先向け会社説明会の実施

- (3) 当行ホームページ、ディスクロージャー誌などによる情報開示 等
- 4 株主との対話において把握された意見等は、経営陣・取締役会へ適切かつ効果的なフィードバックを行う。
- 5 株主との対話に際しては、インサイダー取引の未然防止を図るための行内規程を整備するなど、適切な情報管理体制を整備する。

第7章 改廃

(方針の改廃)

第26条

本方針の改廃は取締役会にて決議する。

附 則

本方針は平成27年11月10日より実施する。

以 上

(平成27年11月10日 制定)

(平成30年12月26日 改定)

(令和 4年 6月29日 改定)

(令和 7年 6月27日 改定)

(令和 8年 6月26日 改定)

＜脚注＞

1. 経営理念

『私ども佐賀銀行は「地域密着と健全経営」に徹し、地元金融機関として良質な金融サービスを提供し業務を通じて地域社会の発展に奉仕します。』

2. 経営の基本方針

◎地域社会の発展に奉仕する

地域に根をおろす地元の銀行として、地場産業の振興・発展をお手伝いするとともに、地域社会の皆さまの豊かな生活づくりと地域文化の向上にお役に立つよう努めます。

◎顧客および株主の信頼に応える

お客さまにご満足いただけるサービスの向上を目指します。

また、時代の変化に積極的に対応した経営によって株主の皆さまの期待にお応えします。

◎従業員の福祉を向上させる

人間尊重の風土を育むとともに、よりよい職場環境の醸成によって行員一人ひとりの豊かな生活づくりを目指します。

3. 法令遵守の基本方針

◎銀行の社会的責任と公共的使命

当行は、地元銀行として地域の期待が高く、社会的責任と公共的使命を常に認識しておく。

法令等の遵守は勿論、高い倫理観に基づき経営を行い、地方銀行としての存在感を高めていく。

◎質の高い金融サービスの提供

当行は、金融環境の変化に迅速に対応し、選ばれる銀行になるために、創意と工夫を生かした質の高い金融サービスの提供を続けていく。

◎法令やルール of 厳格な遵守

当行は、各種法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にいささかも、もとることのない誠実かつ公正な企業活動を堅持していく。

万一、問題が発生した場合は、直ちに問題解決と徹底した再発防止に努める。

◎反社会的勢力との関係遮断

当行は、反社会的勢力に対して隙を与えず、毅然たる対応を行い、断固として対決し、関係遮断を徹底する。

◎社会とのコミュニケーション

当行は、経営情報を適時適切に開示して、理解と信用を得る。

地域やお客さまのご意見を広く集め、サービスの質的向上に努めていく。

4. 取締役会規程

取締役規程では、開催、招集、決議の方法、附議事項など、取締役会の運営に必要な事項を定めている。

取締役会が決議する主な事項は以下のとおり。

(1) 株主総会および決算に関する事項

(2) 株式および社債に関する事項

- (3) 取締役に関する事項
- (4) 重要な業務に関する事項
- (5) その他法令または定款に定められた事項および取締役会が重要と認めた事項

上記(1)～(5)の取締役会附議事項を除き、当行の常務に属する事項の決定を以下のとおり常務会ならびに頭取に委任する。

- ・常務会に委任する事項
 - ①リスク管理のための人材育成、配置、陣容、事故防止のための人事管理方針の決定
 - ②リスクを伴う新商品、新規業務の導入の承認
 - ③職務および権限規程に定める常務会附議事項
- ・頭取に委任する事項
 - 前項に定められた事項を除く銀行の常務に属する事項

5. 社外取締役に係る独立性判断基準

社外取締役候補者については、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、当行が定める以下の「独立性判断基準」に則って選定する。

- (1) 当行を主要な取引先(※1)とする者若しくはその業務執行者(※2)に該当しないこと。
- (2) 当行の主要な取引先若しくはその業務執行者(※2)に該当しないこと。
- (3) 当行から役員報酬以外に多額(※3)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)に該当しないこと。
- (4) 当行から多額(※3)の寄付または助成を受ける者若しくはその業務執行者(※2)に該当しないこと。
- (5) 当行の主要株主(※4)若しくはその業務執行者(※2)に該当しないこと。
- (6) 最近(※5)において、上記(1)～(5)に該当していないこと。
- (7) 次のいずれかに掲げる者(重要(※6)でない者を除く)の近親者(※7)に該当しないこと。
 - ①上記(1)～(6)までに掲げる者
 - ②当行または当行子会社の業務執行者(業務執行者でない取締役を含む)
 - ③最近(※5)において上記②に該当していた者

※1. 主要な取引先

直近事業年度における年間連結総売上高(当行の場合は連結粗利益)の2%以上の取引のある先

融資取引に関して、当行との取引が資金調達において必要不可欠であり、代替性がない場合は、当該取引先を「主要な取引先」とみなす。

※2. 業務執行者

会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人、その他法人並びに団体の業務を執行する役員、理事およびこれらに類する者として業務を執行する者

※3. 多額

過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金額

※4. 主要株主

議決権所有割合(直接保有と間接保有の双方を含む)10%以上の株主

※5. 最近

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

※6. 「重要」な者

会社の役員・部長クラスの者、監査法人や法律事務所等に所属する公認会計士や弁護士

※7. 近親者

二親等内の親族

以 上